

# 奨学給付金申請システムに係るヒアリング

令和7年7月

初等中等教育局 高校修学支援室

## ヒアリング事項①

(高等学校等就学支援金と高校生等奨学給付金の現状)

# 高校生等への修学支援

## 背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

- 高等学校等就学支援金の支給や、都道府県が行う事業に対して国が補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

### ● 高校生等への授業料の支援 【高等学校等就学支援金等】 407,423百万円 (408,963百万円)

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（法律により、全額を国が負担。また、支援金は設置者が代理受領）

#### <対象学校種>

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

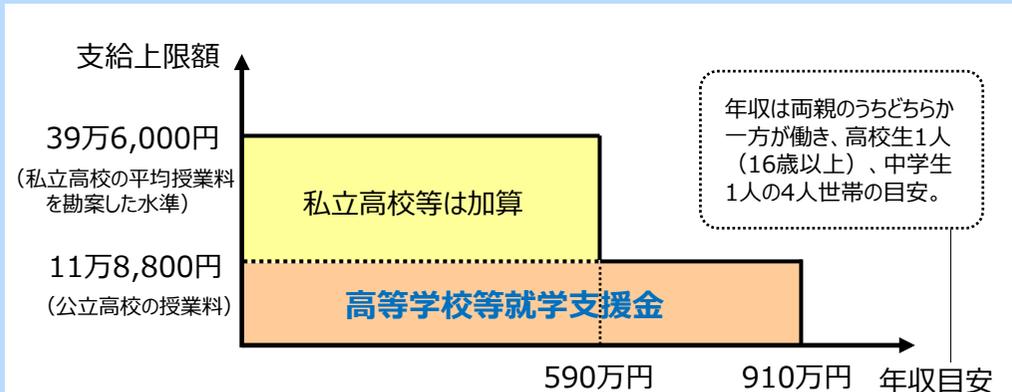
### ● 高校生等への授業料以外の教育費の支援 【高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）】 15,230百万円 (14,742百万円)

- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯（家計急変世帯を含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費の一部を補助（補助率1/3）
- ◆ 令和7年度予算：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額 → 国公立通じて全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現

#### <対象学校種>

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）

※国公立における第1子と第2子以降の給付額については、  
【令和7年度予算 給付額】 国会の予算修正によって同額を実現



- ※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円
- ※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円
- ※ 家計急変世帯への支援あり

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯	全日制等（第1子） →143,700円 (+ 21,600円)	142,600円 →152,000円 (+ 9,400円)
	全日制等（第2子以降※）	152,000円
	通信制	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

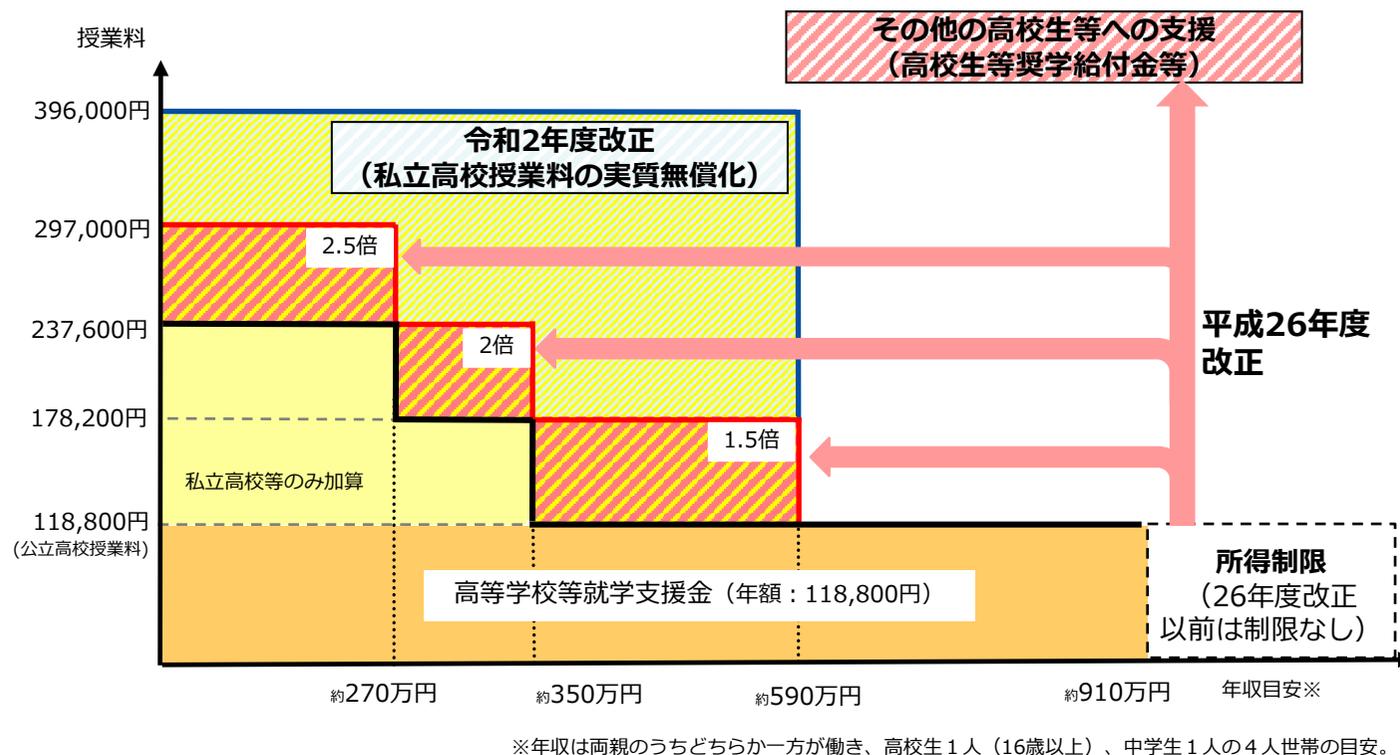
# 高等学校等就学支援金交付金制度の経緯

## 平成22年度 制度の創設

- 高等学校等の進学率が約98パーセントに達し、国民的な教育機関として教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用を社会全体で負担していくべきとして、公立高等学校については授業料を無償とし、私立高等学校等の生徒には就学支援金制度を創設。所得制限は設けられず、全生徒が対象とされた(私立に通う生徒は年収目安350万円未満の場合支給額加算。)

## 平成26年度 制度の見直し

- 制度創設後も、低所得世帯における授業料以外の教育費負担が大きいことや、公私間の教育費格差等の課題。
- このため、平成26年度から所得制限(基準額: 910万円)を導入して、それにより捻出した財源を活用し、
  - ・ 私立の生徒への就学支援金の加算の拡充
  - ・ 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減のための「高校生等奨学給付金」制度の創設



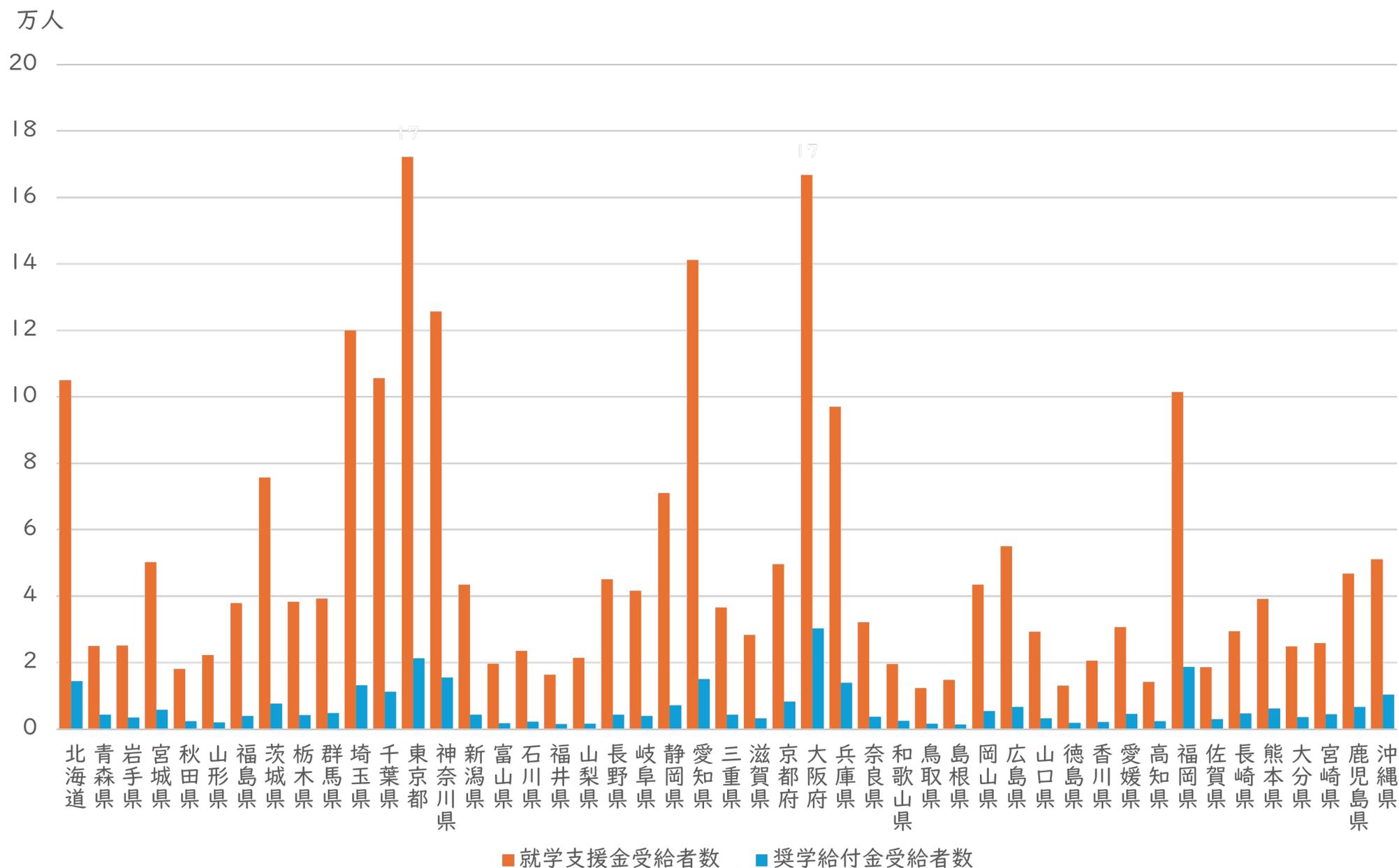
## 令和2年度 「私立高等学校の授業料の実質無償化」について

- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)において「私立高等学校の授業料の実質無償化」が盛り込まれ、その後、骨太方針2019等にも盛り込まれた。
- こうした政府方針を踏まえ、2020年4月から、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現。

# 高等学校等就学支援金と高校生等奨学給付金の比較

	高等学校等就学支援金	高校生等奨学給付金
創設年度	平成22年度（平成26年度に所得制限を導入）	平成26年度
対象費用	授業料の支援	授業料以外の教育費の支援
所得制限	年収約910万円未満 基準額 年収約590万円未満 加算額	<u>生活保護世帯・非課税世帯</u>
受給者数	<u>約239万人</u> （／約326万人）	<u>約31万人</u> （／約324万人） ※生徒数ベース
受給権者	<u>生徒等本人</u>	<u>保護者等</u>
事業の性質	<u>国の事業</u> （法定受託事務として都道府県が実施）	<u>都道府県事業</u>
支給方式	学校代理受領 ※支援金法第7条により、設置者は受給権者に代わって就学支援金を受領、授業料に係る債権の弁済に充てるものとされている	受給権者である保護者等への直接支給が原則 ※他方、授業料以外の教育費を軽減するという目的に沿って確実に活用される必要があるという観点等から会計検査院の指摘（平成30年10月）があり、令和2年度から全ての都道府県の交付要綱等において代理受領が制度化されている（代理受領の場合は、保護者等が代理受領に合意した場合に学校に支払われ、学校において教科書費・教材費等の費用に充てられる）
システム利用	あり ※支援金の申請・認定に係る全国一律のシステムとしてe-shienシステムを導入（平成31年4月～）	事業主体である都道府県毎に判断 ※都道府県事業であり、各都道府県にて保有・管理すべき個人情報等を国において管理することが適切ではない等の理由から、国において一律の制度は整備していない ※都道府県においてオンライン申請システムを設けているところがある
マイナンバー活用	制度上マイナンバー利用を前提 ※省令上、マイナンバーを使った申請を規定 ※マイナンバー利用・連携事務としてマイナンバー関係法令上規定がある	事業主体である都道府県毎に判断 ※マイナンバー関係法令により、「準法定事務」として、事業実施者である都道府県において、マイナンバーの利用・連携が可能（令和7年7月より）

# 高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金 受給者数の状況 (R5)



※就学支援金受給者数は、7月の支給を受けた者の人数（実績報告ベース）であり、奨学給付金受給者数は、当該年度に支給を受けた者の人数（実績報告ベース）である。

(文部科学省高校修学支援室調べ)

# 高等学校等就学支援金のオンライン申請

これから就学支援金を申請する方々へ

令和4年3月25日以降

## 高等学校等就学支援金の手続には オンライン申請が便利です！

### オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ マイナンバーカードがあれば、**審査期間を短縮**できます



申請は**こちら**から

### 申請手順

- ログイン** 学校から配布されるID・パスワードを入力します。
- 意向登録** 支給を希望するかどうかを選択します。
- 生徒情報の確認** 学校で登録された情報から変更がないか確認します。
- 保護者情報の入力** 審査対象の保護者を確認し、氏名や生年月日等を入力します。

- 収入状況の登録** 審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。**登録方法は、裏面をご覧ください。**

- 提出** 確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。  
※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

### 申請手順 (5.収入状況の登録)

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

#### I マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取扱します。マイナンバー情報を提出する必要はありません。



#### II マイナンバーカードを持っていない場合

都道府県で課税情報等を確認するため、**保護者等の個人番号**を入力します。



#### III I、IIのいずれも難しい場合

書面で、保護者等の課税証明書又はマイナンバーカードの写し等を学校に提出します。

### 留意事項

- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPIに以下の資料を掲載しています。
  - ・ 申請者向け利用マニュアル
  - ・ よくあるFAQ
  - ・ オンライン申請の説明動画
- ✓ 書面での申請を希望する場合は、学校の案内に従ってください。

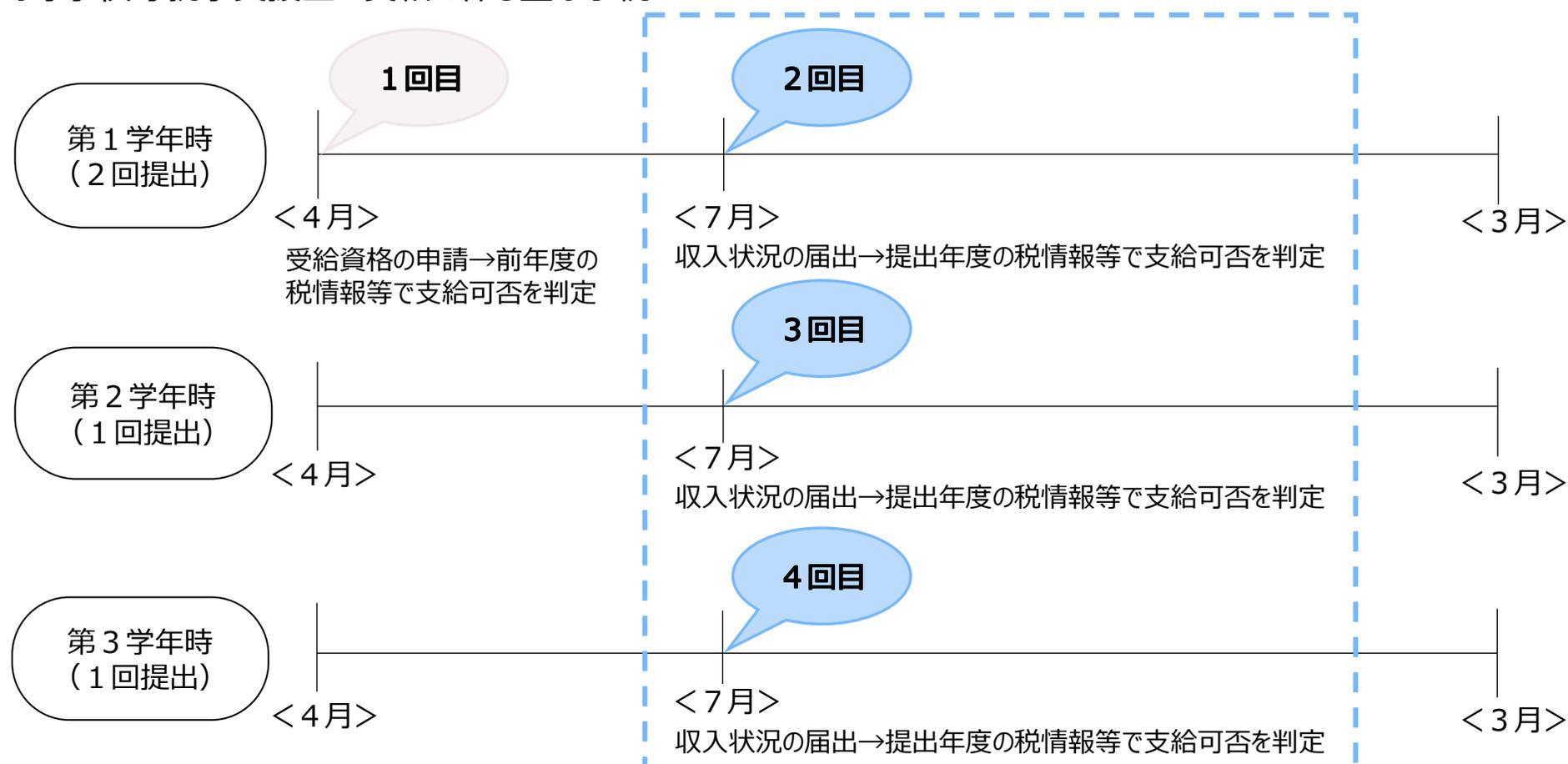


文部科学省HPI

# e-Shienシステムによる申請時期

- 高等学校等就学支援金制度において、平成31年4月にマイナンバーを活用したシステムを導入し、随時改修を実施。
- 導入前は、高等学校等在籍中の3年間で計4回の課税証明書等の提出が必要だったが、本システムの活用により、課税証明書等の書面の提出が不要となる。
- これにより、生徒保護者の負担が軽減されるとともに、都道府県等の事務負担も軽減される。

## 高等学校等就学支援金の受給に係る主な手続



# e-Shien及びオンライン申請の利用状況（R7.1時点）

## <国公立>

項番	都道府県	e-Shien 利用有無	オンライン申請 利用有無
1	北海道	○	○
2	青森県	○	○
3	岩手県	○	○
4	宮城県	○	×
5	秋田県	○	○
6	山形県	○	○
7	福島県	○	×
8	茨城県	○	○
9	栃木県	○	○
10	群馬県	○	○
11	埼玉県	○	○
12	千葉県	○	○
13	東京都	×	×
14	神奈川県	○	○
15	新潟県	○	○
16	富山県	○	○
17	石川県	○	○
18	福井県	○	×
19	山梨県	○	○
20	長野県	×	×
21	岐阜県	○	○
22	静岡県	○	○
23	愛知県	○	○
24	三重県	○	○
25	滋賀県	○	○
26	京都府	○	×
27	大阪府	○	○
28	兵庫県	×	×
29	奈良県	○	○
30	和歌山県	○	○
31	鳥取県	○	○
32	島根県	○	○
33	岡山県	○	○
34	広島県	○	○
35	山口県	○	○
36	徳島県	○	○
37	香川県	×	×
38	愛媛県	○	○
39	高知県	○	○
40	福岡県	○	○
41	佐賀県	○	○
42	長崎県	×	×
43	熊本県	○	○
44	大分県	○	○
45	宮崎県	○	×
46	鹿児島県	○	×
47	沖縄県	○	○
48	文部科学省	○	○
合計		43	37
合計		43/48	37/43
割合		89.6%	86.0%

## <私立>

項番	都道府県	e-Shien 利用有無	オンライン申請 利用有無
49	北海道	○	○
50	青森県	○	○
51	岩手県	○	○
52	宮城県	○	×
53	秋田県	○	○
54	山形県	○	○
55	福島県	○	○
56	茨城県	○	○
57	栃木県	○	○
58	群馬県	○	○
59	埼玉県	○	○
60	千葉県	○	○
61	東京都	○	○
62	神奈川県	○	○
63	新潟県	○	○
64	富山県	○	○
65	石川県	○	×
66	福井県	○	○
67	山梨県	○	○
68	長野県	○	○
69	岐阜県	○	○
70	静岡県	○	○
71	愛知県	○	○
72	三重県	○	○
73	滋賀県	○	○
74	京都府	○	○
75	大阪府	○	×
76	兵庫県	○	×
77	奈良県	○	○
78	和歌山県	○	○
79	鳥取県	○	○
80	島根県	○	×
81	岡山県	○	○
82	広島県	○	○
83	山口県	○	×
84	徳島県	○	○
85	香川県	○	○
86	愛媛県	○	○
87	高知県	○	○
88	福岡県	○	○
89	佐賀県	○	×
90	長崎県	○	○
91	熊本県	○	○
92	大分県	○	○
93	宮崎県	○	○
94	鹿児島県	○	×
95	沖縄県	○	○
合計		47	39
合計		47/47	38/47
割合		100.0%	83.0%

国公立合計	90 / 95	76 / 90
割合	94.7%	84.4%

受給資格認定申請のオンライン利用率	801,922 / 1,097,345件	73.1%
保護者等収入状況届出のオンライン利用率	1,748,680 / 1,772,134件	98.7%

# 高校生等奨学給付金に係るオンライン申請システム導入状況（R7.7現在）

No.	都道府県	対象学校種			システム対象者（通学先）		
		国公立	私立	両方	県内	県外	両方
1	北海道						
2	青森県						
3	岩手県						
4	宮城県						
5	秋田県						
6	山形県						
7	福島県						
8	茨城県						
9	栃木県						
10	群馬県	○			○		
11	埼玉県		○			○	
12	千葉県						
13	東京都			○	○(公立)		○(私立)
14	神奈川県	○			○		
15	新潟県						
16	富山県						
17	石川県	○			○		
18	福井県						
19	山梨県						
20	長野県						
21	岐阜県						
22	静岡県						
23	愛知県						
24	三重県						
25	滋賀県	○			○		
26	京都府						
27	大阪府						
28	兵庫県	○					○
29	奈良県		○		○		
30	和歌山県						
31	鳥取県			○		○	
32	島根県						
33	岡山県						
34	広島県	○			○		
35	山口県						
36	徳島県						
37	香川県						
38	愛媛県						
39	高知県						
40	福岡県						
41	佐賀県						
42	長崎県						
43	熊本県						
44	大分県	○			○		
45	宮崎県		○			○	
46	鹿児島県						
47	沖縄県						

※各都道府県のHPを参照し独自に集計。  
（文部科学省高校修学支援室調べ）

ヒアリング事項②  
(高等学校等就学支援金 e-Shienシステムの効果)

## <e-Shienについて>

- 高等学校等就学支援金制度において、平成31年4月より個人番号を活用したシステム（e-Shien）を導入し、ほぼ全国の都道府県で使用いただいている。
- e-Shien導入前は、高等学校等在籍中の3年間で計4回の保護者等の課税証明書等の提出が必要であったが、e-Shienにおいて個人番号を活用いただくことで、課税証明書等の書面提出が不要となった。
- これにより、**申請者側で課税証明書等の用意をする必要がなくなり**、手続き上の負担が軽減されるとともに、**都道府県側においても、申請情報をデータで管理できることから、事務負担も軽減される。**

## <高校生等奨学給付金事務の現状>

- 高校生等奨学給付金については、申請手続きにおいて、高等学校等在籍中の3年間で計4回の課税証明書等の提出が必要であり、保護者等それぞれの最新の課税証明書等を用意することとなっている。
- 高校生等奨学給付金において、令和6年5月27日に施行された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」に伴い、法律で個人番号の利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る。）として、個人番号の利用が可能となるとともに、情報連携を可能とすることが定められた。

ヒアリング事項③  
(高校生等奨学給付金システムの共通化の論点)

## 2. 公立高校（専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保

- また、家庭の経済事情に左右されず、子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにする観点から、授業料以外の教育費の支援も充実させるため、例えば、支援対象として広げる中所得世帯の範囲や、地方に負担が生じることのないよう、国の負担割合を10分の10とすることなどを含め、「高校生等奨学給付金」の具体的な拡充の在り方について検討することが必要。このことは、「高所得世帯への優遇ではないか」との指摘にも応えるものである。

## 6. 支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進）

- 令和8年4月からの円滑な実施のため、現行の支給方法である代理受領を維持することとしつつ、その執行状況等を踏まえ、目的外使用の防止や現場の負担軽減等に資すると考えられる「代理受領」と、生徒の主体的な選択の拡大による学びの充実と質の拡大及び権利主体としての自覚育成等に資すると考えられる「直接支給」とのメリット／デメリットを比較考慮して、どのように対応するのか、高校教育改革に関するグランドデザイン（仮称）の中でも検討し、速やかに結論を得る。
- マイナンバーの活用などDX化により、就学支援金や奨学給付金等の目的外使用の防止と手続の簡素化・統合をはかり、修学支援諸制度の効率的な支給を推進する必要。

高等学校等修学支援事業については、国の責任において、安定した財源の確保を図ること。特に、低所得世帯に対する奨学のための給付金については、マイナンバーを使用した所得確認や前倒し給付、家計急変世帯への給付等の新たな取組 などにより事務が増加しており、第1子と第2子以降の支給額の差も解消されていない。

また、本事業と高等学校等就学支援金の両制度で申請先の都道府県が異なっており、特に都道府県を跨いだ通学環境に置かれることが多い私立高等学校等における、手続等が煩雑となっていることから、申請者にとってわかりやすい制度にするため、申請先を高等学校等就学支援金制度に合わせることを。その際、就学支援金と同様に、事務費も含め、全額国庫負担により実施すること。

加えて、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。なお、構築に当たっては、申請者の利便性を考慮し、高等学校等就学支援金と一体のオンライン申請の導入を検討すること。あわせて、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度についても拡充を図るとともに、事務費も含め、全額国庫負担により措置すること。

また、上記の2つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うこと。

特に、所得確認については、生徒・保護者が自らマイナンバーを使用して認定申請することで、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続き簡素化が期待できるため、利用しやすい仕組みや、都道府県における確認業務の円滑化の仕組みなど、抜本的な措置を講じること。

なお、就学支援金の認定処理を行うに当たって、保護者等が確定申告を行っていないケースが見受けられ、都道府県の認定作業において多大な負担となっているため、就学支援金の受給に当たっては、確定申告が必要な旨、国が責任をもって周知を行うこと。

ヒアリング事項④  
(高校生等奨学給付金システムの共通化の課題)

## 利用の制限

- 行政機関等が個人番号を利用するのは、番号法第9条第1項に規定する番号法別表に掲げる事務と、同事務に準ずる事務として主務省令で定める事務（準法定事務）、番号法第9条第2項に基づいて条例で規定した事務（独自利用事務）、職員等の社会保障及び税等に関する手続書類の作成事務（個人番号関係事務）、番号法第19条第13号から第17号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務に限られます。

※利用に先立って、具体的な利用目的の特定が必要です（個人情報保護法第61条第2項、第69条）。

- 個人番号の例外的な利用は、①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限られています。

## 提供の制限

- 個人番号利用事務等処理するために必要がある場合に限って、本人等に個人番号の提供を求めることができます。
- **番号法第19条各号のいずれかに該当し**特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、個人番号の提供を求めてはなりません。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

※同一の市長部局内での特定個人情報の移転は「利用」ですが、同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することは「提供」に当たります。

※情報提供NWSを使用した特定個人情報のやり取りは「提供」であり「利用」ではありません。

## 収集・保管制限

- **番号法第19条各号のいずれかに該当する場合**を除き、特定個人情報を収集又は保管してはなりません。
- 上述の事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

### <番号法第19条各号（抄）>

第1号	個人番号利用事務実施者からの提供
第2号	個人番号関係事務実施者からの提供
第3号	本人又は代理人からの提供
第4号	使用者等から他の使用者等に対する従業者等に関する特定個人情報の提供
第5号	機構による個人番号の提供（第14条第2項、施行令第11条）
第6号	委託、合併に伴う提供
第7号	住民基本台帳法上の規定に基づく提供（施行令第19条）
第8号、第9号	情報提供ネットワークシステムによる提供（施行令第20条、番号法第十九条第九号規則）
第10号	国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（施行令第21条、第22条）
第11号	地方公共団体の他の機関に対する提供
第13号	委員会からの提供の求め
第14号	総務大臣から機構への提供の求め
第15号	各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（施行令第25条、施行令別表）
第16号	人の生命、身体又は財産の保護のための提供
第17号	委員会規則に基づく提供